

(様式1 記入例2) 「延長」の場合

関係する支援措置の 開始 延長 変更 申出書

次のとおり税務事務におけるDV及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置(以下「税支援」)について申し出ます。

1 申出者 (フリガナ) キョウト ハナコ (氏名) 京都 花子 (生年月日) H9年12月11日 (電話番号) 090-XXX-XXX (住所) 〒604-XXXX 京都市中京区河原町通XX町YY番地ZZマンション101号 (書類送付先) (併せて支援を求める者) (変更内容) (備考)

申出者住所と別の住所に書類を送付したい場合のみ記入 ※来所による本人確認が必要になります。

税支援の申出により、下記のとおり制限がかかります。 1 税証明書は申出者及び併せて支援を求める者に対してのみ交付します(注4)。 2 課税資料は申出者及び併せて支援を求める者に対してのみ閲覧することができます(注4)。 3 納付書は申出者及び併せて支援を求める者に対してのみ交付できます(注4)。

4 加害者情報(任意記入) (フリガナ) キョウト ○○ (氏名) 京都 ○○ (生年月日) H8 5 15 (住所) 不明 (備考)

注1 申出内容(□開始、□延長、□変更)に☑をし、太枠の中の必要事項を記載してください。 注2 この申出に際しては、運転免許証等の本人確認書類によりご本人の確認をさせていただきます。 注3 税支援の実施後は、ご本人が各種証明書や納付書等を請求される場合でも、本人確認書類が必要になります。 注4 税支援は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものではないこととされた請求まで拒否するものではありません。 注5 支援の期間は、申出日から1年間です。 注6 この申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市税事務所市民税担当に申出を行ってください。 注7 本人以外からの請求に関しては、本人の希望により開示できない旨を伝えて拒否することがあります。 注8 併せて支援を求める者は、自身の支援の延長、変更及び廃止のみ申請できます。 注9 住基支援申出後、税支援が不要な場合については、備考欄に「不要」と記入して提出する必要があります。 注10 書類送付先の指定をする場合には、安全性の確保のため、来所による本人確認が必要となります。